

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第24号
法務省施第121号
令和6年1月22日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

宇田川 佳宏

法務省大臣官房施設課長

隄 良行

法務省の発注に係る建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と法務省は、都道府県警察と法務省の各部局の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意し、令和6年2月1日から運用を開始する。

なお、「法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年3月3日付け警察庁丁暴発第33号、法務省施第292号）については、本合意書の運用開始をもって、本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

1 法務省の窓口の一元化

- (1) 発注工事等からの暴力団排除に関する手続等の円滑な運用を図るため、法務省においては、法務省大臣官房施設課と法務省の各部局の間において連絡体制を構築の上、当分の間、都道府県警察との窓口を法務省大臣官房施設課に一元化する。
- (2) 法務省の各部局とは、法務本省、法務局、地方法務局、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、出入国在留管理庁、入国者収容所、地方出入国在留管理局、公安調査庁及び公安調査局をいう。

2 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

法務省においては、「建設工事の競争入札手続実施細則について」（平成15年4月1日付け法務省施第575号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知）及び「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続実施細則について」（平成14年

8月30日付け法務省施第1069号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知)に規定する指名基準において、警察当局から、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下これらを総称して「暴力団等」という。)が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続していることにより、明らかに受注者として不相当と認められる者については、指名しないことを定めているが、その解釈及び排除対象を次のとおり明確にする。

ア 暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

「暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」(以下「暴力団関係業者」という。)とは、別紙1に定める者をいう。

イ 当該状況が継続していること

「当該状況が継続していること」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状況が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 入札・契約手続からの排除手続

ア 法務省の各部局の支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下「支出負担行為担当官」という。)は、入札等(見積合わせを含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札者等」という。)が心得ておくべき事項を明示した法務省競争契約入札心得及び法務省随意契約心得において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙2のとおり。以下「誓約事項」という。)を示すとともに、入札者等が入札書等(見積書を含む。以下同じ。)の提出をもって誓約事項を承諾して入札等に参加することと定め、誓約に虚偽があった又は誓約に反したと認められるときは、当該者の入札等を無効とするものとする。

イ 支出負担行為担当官は、発注工事等の契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項(別紙3のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。)に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

ウ 支出負担行為担当官は、発注工事等の受注者の下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))、受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))又は下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負人等が、暴力団関係業者であることが判明した場合は、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

エ 支出負担行為担当官は、前記アないしウの規定により、入札等無効又は契約解除の手続を行った者に対しては、以後、発注工事等について指名しないこととし、そ

の手續にあつては、後記(3)オを準用するものとする。

(3) 排除手續の策定

ア 法務省大臣官房施設課長（以下「施設課長」という。）は、法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）第6条に定める資格を有する者（以下「有資格者」という。）について、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態又は行為等の情報を得たときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該情報を入手した法務省の部局が所在する区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該有資格者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合には、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報することができるものとする。

エ 前記イにより暴力団対策主管課長が行う暴力団関係業者に該当する旨の回答及び前記ウにより暴力団対策主管課長が行う通報は、暴力団対策主管課長から施設課長に対する発注工事等からの排除要請とみなす。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行った者について、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、施設課長に対し、排除要請の取消しに関する通知を文書により行うものとする。

また、施設課長は、排除要請があった者の排除の継続又は取消しについて、暴力団対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

カ 施設課長は、前記エによる排除要請があった場合には、当該有資格者について、前記オによる排除要請の取消しが行われるまでの間、指名停止措置と同等の取扱いをすることにより、発注工事等から排除するものとする。

キ 施設課長は、前記エによる排除要請を踏まえ、発注工事等において指名を行わないこととした場合又は前記オによる通知を踏まえ、発注工事等において指名を行わないこととした取扱いを取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる有資格者に対して文書（別記様式第5号又は第6号）により通知するとともに、対象となる有資格者名等の公表（別記様式第7号）を行うものとする。

また、発注工事等において、指名を行わない取扱いをしている有資格者の下請等の禁止については、有資格者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱うものとする。

ク 発注工事等の受注者の下請負人等になろうとする者又は下請負人等が、有資格者

であるか否かを問わず、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態又は行為等の情報を得たときの対応は、前記アないしキを準用する。

3 暴力団員等による不当介入の通報報告

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等の受注者が、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合に、当該受注者が、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、工事説明書等の説明事項に次の内容を追記するものとする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) （支出負担行為担当官）が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通報を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締り、暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び受注者又は法務省の各部局の職員等の関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第8号）により通報するものとする。

イ 施設課長は、前記アの通報を受けた場合には、その事実の内容について確認の上速やかに後記(4)による措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書（別記様式第9号）により回答するものとする。

(4) 実効性を確保するための措置について

施設課長は、前記(3)の確認の結果、当該受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合において、その行為が、「工事請負契約に係る指

名停止等の措置要領の制定及び運用について」（平成7年1月23日付け法務省営第191号法務省大臣官房会計課長通達）の別添「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表第2第13号に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成7年1月23日付け法務省営第192号法務省大臣官房会計課長通知）記の8(7)イ（「建築関係建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成17年4月1日付け法務省施第693号法務省大臣官房施設課長通知。以下「建設コンサルタント等指名停止通知」という。）において準用する場合を含む。）に規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして、当該受注者に対し、指名停止を行うものとする。

また、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、措置要領第8（建設コンサルタント等指名停止通知において準用する場合を含む。）の規定に基づき、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うものとする。

4 その他

- (1) 前記2及び3について、暴力団対策主管課長及び施設課長は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に協議する等の方法により相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長及び施設課長において、その都度協議の上決定するものとする。

別紙 1

暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団等が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下これらを総称して「暴力団等」という。）である者

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているときにおける当該法人等
- (2) 法人等の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等
- (3) 法人等の役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等
- (4) 法人等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別紙3 暴力団関係業者排除条項（基本形）

（発注者の催告によらない解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
法務省大臣官房施設課長 (公印省略)			

文 書 番 号
年 月 日

法務省大臣官房施設課長 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく回答について

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、○年○月○日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果
 - ・ 該当する
 - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

法務省大臣官房施設課長 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので通報します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 該当する理由

5 その他

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	○年○月○日付けで排除要請のあった上記の者について、法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
<input type="checkbox"/> 〇〇県警察本暴力団対策主管課長 殿			
法務省大臣官房施設課長 (公印省略)			

別記様式第5号

発 番 号()
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

法務省大臣官房施設課長

指 名 除 外 通 知 書

この度、貴××建設(株)に関して、□□警察本部から別添のとおり発注工事等からの排除要請の通知を受け、○年○月○日以降に法務省が発注する工事等において指名停止措置と同等の取扱いをすることとしたので通知する。

なお、□□県警察本部から排除要請の取消しの通知があり、当省が認めた場合には、この取扱いを取り止める旨を通知する。

以 上

別記様式第6号

発 番 号()
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

法務省大臣官房施設課長

指 名 除 外 取 消 通 知 書

○年○月○日付け(発番)第○号をもって法務省が発注する工事等において指名を行わない旨を通知したところであるが、□□県警察本部から排除要請の取消しの通知を受け、○年○月○日付けで指名を行わないこととする取扱いを取り止めたので通知する。

以 上

指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：
業者の住所：
- 2 指名除外措置年月日：
- 3 指名除外措置の範囲： 法務省が発注する工事等
- 4 事 実 概 要： □□県警察本部から、××建設㈱について、発注工事等からの排除要請の通知があった（別添参照）。
- 5 指名除外措置理由： 警察当局が確認した事実が、「建設工事の競争入札手続実施細則について」（平成15年4月1日付け法務省施第575号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知）別紙5の指名基準項目「不誠実な行為の有無」2(3)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名競争入札における指名基準

指名基準項目	指 名 基 準
不誠実な行為の有無	<p>次の一に該当する場合は、指名しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 略 2 法務省所管施設において発注する工事（以下「法務省発注工事」という。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることにより請負者として不適当であると認められるとき。 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(2) 略 (3) 警察当局から、暴力団等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、明らかに請負者として不適当であると認められること。

注：1 指名除外措置を取り止める場合には、「指名除外措置」を「指名除外取消措置」と、「排除要請」を「排除要請の取消し」と、指名除外取消措置理由は「警察当局

が確認した事実が、「建設工事の競争入札手続実施細則について」（平成15年4月1日付け法務省施第575号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知）の別紙5の指名基準項目「不誠実な行為の有無」2(3)に該当しないと認められたため、指名しないとする取扱いを取り止める。」とする。

- 2 警察当局からの排除要請又は排除要請の取消しの通知の写しを添付する。
- 3 測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査の場合には、「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続実施細則について」（平成14年8月30日付け法務省施第1069号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知）の別紙22に規定する指名基準に置き換えて記載する。

別記様式8号

文 書 番 号
年 月 日

法務省大臣官房施設課長 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

□□局発注工事等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について(通報)

貴省□□局発注工事等の受注者が、発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、□□警察への通報等を怠ったと認められたため、法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

県 警察署
課

受注者	所在地 () —
	名称
	代表者等 () —
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・ 場所 工事等件名	年 月 日 時 分頃 工事等件名
受注者からの 通報、捜査上 必要な協力を 得られなかつ た事案(不当介 入の内容・被害 の状況)	
受注者の通 報、捜査上必 要な協力につ いての対応状 況	

文 書 番 号
年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

法務省大臣官房施設課長

〇〇局発注工事等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案への対応結果について(通報)

〇年〇月〇日付け(発番)第〇号で通報のあった事案については、下記のとおり、当該受注者に対して、措置したので通報します。

記

1 対象業者

2 措置年月日

3 措置内容